

# 大垣市立西部中学校いじめ防止基本方針

大垣市立西部中学校	平成26年4月	1日
改訂	平成28年4月	1日
改訂	平成29年4月	1日
改訂	平成30年4月	1日
改訂	2019年4月	1日

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法 第1章 第2条)

### (2) 基本認識

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与え、時には、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。いじめを単なるトラブルと軽く考えることなく、人権にかかわる問題としてとらえる。

- ①いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識を教職員・生徒一人一人がもつ。
- ②学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応を行い、組織的な指導体制により対応する。
- ③「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切に  
する教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ④いじめは、人間として絶対に許されないという認識を教職員・生徒一人一人がもち、いじめ  
を許さない校風を創り出す。
- ⑤いじめ未然防止のため、生活規律・学習規律を高め、魅力ある授業・学校づくりをする。教  
職員や生徒・保護者との信頼関係を構築する。
- ⑥いじめの早期発見・早期対応に努め、事実を明らかにし、毅然とした対応と粘り強い指導を  
継続する。
- ⑦地域や関係機関と連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。
- ⑧職員研修を開き、共通理解を図り、日々取り組んでいく。
- ⑨「いじめ解消」の定義を踏まえ、3ヶ月以上いじめの行為が止んでいたとしても、いじめが解  
消したと判断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護  
者と連携を図りながら見届ける。  
※「いじめ解消」の定義  
少なくとも次の2つの要件が満たされていること  
○いじめにかかる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること  
○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと(本人、保護者との面談を通じて確認する)

## 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 西部中宣言を核とした生徒会活動を展開し、いじめのない学校づくりに努める。
- (2) 相手を尊重した「聴き方・話し方」の授業を実施し、規律ある生活・授業づくりをする。
- (3) 生徒を価値付けする場面をできるだけ多く設定し、自己肯定感を高める。
- (4) 生徒同士が仲間のよさを見つけ合い、生徒の信頼関係を構築する。
- (5) ひびきあい活動の集会やあったかい言葉かけ運動を通して、仲間関係について振り返る。
- (6) 情報機器端末を使用した誹謗中傷等の適切な対応や情報モラルについての指導を一層充実させ、生徒と保護者への啓発を繰り返し実施する。

## 3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 毎月のアンケート調査（生活アンケート）を実施する。3年間の保存をする。
- (2) （4月後半，6月中旬，9月後半，11月前半，1月後半）教育相談を実施する。  
（定期テスト1週間前・随時）
- (3) 生活記録ノートから生徒の状況を把握する。（毎日）
- (4) 教科担任，養護教諭，支援員，スクールカウンセラーなど教職員間で気になる生徒の情報交流をし，情報の共有化を図る。（随時）
- (5) 気になる情報は，保護者に連絡し，情報共有を図って指導にあたる。（随時）

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。年間2回（7月、12月）に実施予定。

### (1) 委員会のメンバー

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター・関係職員（必要に応じて 大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム）

### (2) 委員会の役割

- ①いじめ防止のための方策の推進と見直し
  - ・相談体制の把握と助言
  - ・保護者や地域への啓発活動の計画と実施
- ②いじめ発見時の初期対応の中心
- ③全校体制のコーディネート
- ④いじめ防止のための職員研修の実施

## 5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> <li>・学校だより，Webページ等による「方針」等の発信</li> <li>・職員会で説明（「方針」，前年度のいじめの実態と対応等）</li> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> </ul>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西部中宣言に向けた全校集会・学年集会（生徒会主催）</li> <li>・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区懇談会で「方針」の説明</li> <li>・児童生徒向けネットいじめ研修</li> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・学校評議員会等で「方針」説明</li> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> <li>・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価）</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）</li> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> <li>・「ひびきあい活動」に向けた取組（生徒会主催）</li> <li>・学校公開（参加者アンケートの実施）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあい活動」（生徒会主催による発表）</li> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> <li>・「教職員及び保護者による学校評価アンケート」（次年度に向けて）</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（中間交流）</li> </ul>	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート（記名式）と教育相談の実施</li> <li>・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会の取組のまとめ</li> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> <li>・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案）</li> <li>・学校評議員会（学校関係者評価）</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価）</li> <li>・生活アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施</li> <li>・学校だより，ホームページによる次年度の取組等の説明</li> </ul>	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ①いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告
- ②当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供
- ④児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助

## 7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 保護者の役割

- ① 日頃から子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり学校に相談しながら、子どもへの支援に努める。
- ② いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分理解させるように努める。
- ③ いじめが疑われるような情報を得た時は、安易に判断しない。同時に子どもにも無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに陥らないよう止める勇気をもつことや学校に相談するなどを助言するよう努める。
- ④ いじめが疑われるような場面を見たときは、その場で一声掛けるように努めるとともに、学校へ情報提供するように心掛ける。
- ⑤ 子どもがいじめをしてしまった場合は、保護者として責任の取り方を子どもに示すチャンスととらえ、被害生徒と保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めてことの重大さを諭すことに心掛ける。
- ⑥ 日頃からスマートフォン等の正しい使用について親子で話し合いをもち、ネット上の誹謗・中傷などを絶対しないよう、家庭で約束づくりに努める。